

鳴門市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため鳴門市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関する事項
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第 3 条 交通会議は、委員は 20 人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命するものとする。

- (1) 市民又は利用者の代表者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (4) 四国運輸局徳島運輸支局の職員
- (5) 市の職員
- (6) 道路管理者、警察署、学識経験者その他の交通会議の運営上必要と認められる者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(報償)

第 5 条 委員に対する謝礼は報償金として予算の範囲内で支給する。

(交通会議の会長)

第 6 条 交通会議に、会長を置き、鳴門市長の指名する者がこれにあたる。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 会長は必要に応じ、委員以外の者を会議に参加させることができる。
- 4 会議の議事は、全会一致を原則とし、これによりがたいときは、出席委員の過半数の同意によるものとする。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 5 会議は、原則として公開とする。
- 6 会長は、緊急を要する事項又は軽易な内容で会長が必要と認めたものについては、協議事項の内容を記載した書面を委員に送付し賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができるものとする。

(専門部会)

第8条 会長は、必要に応じて交通会議に専門部会を設置することができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、戦略企画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、平成19年11月 1日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、委員の最初の任期は、平成21年3月31日までとする。

附 則

この告示は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年 4月 1日から施行する。